

## 有料老人ホーム設置の手続に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく有料老人ホームの設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(有料老人ホーム設置事前協議書)

第2条 有料老人ホーム設置の手続に関する要綱（平成18年京都府告示第380号。以下「要綱」という。）第3条第1項に規定する有料老人ホーム設置事前協議書は、別記第1号様式によるものとする。

(有料老人ホーム設置意見書)

第3条 要綱第3条第2項に規定する有料老人ホーム設置意見書は、別記第2号様式によるものとする。

(有料老人ホーム設置事前協議完了済書)

第4条 要綱第3条第3項に規定する有料老人ホーム設置事前協議完了済書は、別記第3号様式によるものとする。

(有料老人ホーム設置届出受理書)

第5条 要綱第4条第3項に規定する有料老人ホーム設置届出受理書は、別記第4号様式によるものとする。

(有料老人ホーム確認申出書)

第6条 要綱第4条第4項に規定する有料老人ホーム確認申出書は、別記第5号様式によるものとする。

(有料老人ホーム確認通知書)

第7条 要綱第4条第5項に規定する有料老人ホーム確認通知書は、別記第6号様式によるものとする。

(有料老人ホーム運営開始報告書)

第8条 要綱第5条に規定する有料老人ホーム運営開始報告書は、別記第7号様式によるものとする。

(有料老人ホーム変更届出受理書)

第9条 要綱第6条第2項に規定する有料老人ホーム変更届出受理書は、別記第8号様式によるものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。